

身体障害者福祉法第15条第1項の規定による医師の指定申請書

年 月 日

(あて先) 秋田県知事

住所
申請者
氏名

身体障害者福祉法第15条第1項の規定による医師の指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

医 師 氏 名	ふりがな	
生 年 月 日	年 月 日	
所属する医療機関	名 称	
	所在地 〒	
	電話番号 ()	
担当する障害分野 および診療科名	担当する障害分野	診 療 科 名
医籍登録後の年数		年
担当する障害分野に係るのある診療についての経験年数		年

注1) 指定を受けようとする医師は、医籍登録後4年以上の者で、担当しようとする障害に係るのある診療について2年以上の経験を有する者であること。

注2) 本申請書には指定を受けようとする医師の履歴書及び医師免許証の写しを添付すること。

注3) 申請者は、その医師が所属する医療機関の長とすること。

※ 申請内容について確認を要する場合がありますため、連絡先の御記入をお願いします。

【連絡先】

所属・氏名 電話番号

【担当しようとする障害分野及び関係のある診療科名】

担 当 し よ う と す る 障 害 分 野 及 び 関 係 の あ る 診 療 科 名	
障 害 分 野	診 療 科 名
(1) 視覚障害	眼科、小児眼科、神経内科、脳神経外科 注) 眼科以外の診療科にあつては、腫瘍・神経障害等による視力喪失者の診療に限る。
(2) 聴覚障害	耳鼻いんこう科、小児耳鼻いんこう科、気管食道・耳鼻いんこう科、神経内科、脳神経外科 注) 耳鼻科以外の診療科にあつては、腫瘍・神経障害等による聴力喪失者の診療に限る。
(3) 平衡機能障害	耳鼻いんこう科、小児耳鼻いんこう科、気管食道・耳鼻いんこう科、神経内科、脳神経外科、リハビリテーション科
(4) 音声、言語機能障害	耳鼻いんこう科、小児耳鼻いんこう科、気管食道・耳鼻いんこう科、内科、気管食道内科、神経内科、気管食道外科、脳神経外科、形成外科、リハビリテーション科
(5) そしゃく機能障害	耳鼻いんこう科、小児耳鼻いんこう科、気管食道・耳鼻いんこう科、気管食道内科、神経内科、気管食道外科、形成外科、リハビリテーション科
(6) 肢体不自由	整形外科、外科、小児外科、内科、神経内科、脳神経外科、形成外科、リウマチ科、小児科、リハビリテーション科
(7) 心臓機能障害	内科、循環器内科、心臓内科、外科、心臓血管外科、心臓外科、胸部外科、小児科、小児外科、リハビリテーション科
(8) じん臓機能障害	内科、循環器内科、腎臓内科、人工透析内科、外科、移植外科、小児科、小児外科、泌尿器科、小児泌尿器科
(9) 呼吸器機能障害	内科、呼吸器内科、気管食道内科、外科、呼吸器外科、気管食道外科、胸部外科、小児科、小児外科、リハビリテーション科
(10) ぼうこう又は直腸機能障害	泌尿器科、小児泌尿器科、外科、消化器外科、内科、消化器内科、神経内科、小児科、小児外科、産婦人科(婦人科)
(11) 小腸機能障害	内科、消化器内科、胃腸内科、外科、消化器外科、腹部外科、小児科、小児外科
(12) ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	内科、血液内科、感染症内科、呼吸器内科、外科、小児科、産婦人科 注) エイズ治療拠点病院での従事経験があることが望ましい。
(13) 肝臓機能障害	内科、消化器内科、肝臓内科、外科、消化器外科、移植外科、腹部外科、肝臓外科、小児科、小児外科

※平成20年4月1日医政発第0401040号厚生労働省医政局長通知により、標榜することが認められている 呼吸器科、消化器科、胃腸科、循環器科、気管食道科が担当する障害分野については、下記のとおりとする。

呼吸器科・・・呼吸器機能障害、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害

消化器科・・・ぼうこう又は直腸機能障害、小腸機能障害、肝臓機能障害

胃腸科・・・ぼうこう又は直腸機能障害、小腸機能障害

循環器科・・・心臓機能障害、じん臓機能障害

気管食道科・・・音声・言語機能障害、そしゃく機能障害、呼吸器機能障害